

令和 7 年度第 8 回埼玉地方最低賃金審議会議事録

福田会長 ただいまより令和 7 年度第 8 回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。はじめに委員の出席状況と傍聴者について報告をお願いします。

賃金室長 ただいま公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名にご出席いただいております。
よって、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は 4 名です。

福田会長 本審議会は地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により公開とし、議事録についても同規程第 7 条第 2 項により公開することといたします。
本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。
公益代表は私が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。
資料について事務局から説明をお願いいたします。

専門監督官 資料 1 は、最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）です。資料は以上でございます。

福田会長 それでは議題 1 ですが、埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出についてに入ります。
異議申出についての諮問について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 8 月 8 日の第 7 回本審において、埼玉県最低賃金の改正決定に関する答申をいただきました。これを受けて、最低賃金法第 11 条に基づき同日付けで答申の用紙及び異議がある場合の異議申出について公示をいたしましたところ、3 団体から異議申出書が提出されました。
異議の申出があったときは、最低賃金法第 11 条第 3 項の規定により最低賃金審議会に意見を求める必要があるため、本日その諮問をさせていただきます。

福田会長 この件についてご質問などありますでしょうか、よろしいでしょうか

か。

それでは特にならうでしたら局長からの諮問をお受けしたいと思います。

労働局長

(諮問文を読み上げ、会長へ手交)

福田会長

ただいまの諮問を受けまして、異議の取扱いについては審議に入りたいと思います。

その前に異議申出書の内容について労使それぞれが確認する時間が必要かと思いますが、労使の委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいですか。

それではそれぞれ控室に移動していただいて、異議申出書の内容について確認をお願いいたします。

ご意見などまとまりましたら、事務局にお声掛けをお願いします。ここで一旦審議会は休会といたします。

(休会)

(再開)

福田会長

それでは再開させていただきます。異議の取扱いについて審議に入ります。ご意見をお願いいたします。まず使用者側からお願いします。

廣澤委員

頂いた異議の内容を改めて全員で確認し、そのうえで議論を重ねてまいりました。結論といたしましては、私どもの考え・結論に変更はございませんので、再度の協議は必要ないと考えております。以上です。

福田会長

労働者側からお願いいたします。

矢島委員

労働者側も頂いた意見を合わせて確認しました。内容については、労働者側といたしましても理解できる内容となっているということなことです。

現在の答申では最低審議の引上げ額が63円、時間額が1,141円、発効日は11月1日とされています。引き上げ額の63円については、中央最低審議会から示された目安通りの額です。

意見陳述も含めて繰り返し改善を求めている近隣県との賃金格差が本年も縮まらないことは非常に残念ではありますが、昨年度の引き上げ額と比べて大幅に増額していること、中小企業を取り巻く厳しい環境などを踏まえれば、労働者側としても一定の理解ができるものと考えています。

また、発効日が11月1日であることにより、引上げ額の効果は年間で約1ヶ月短縮されます。つまり、この1年間に限れば、実質的な引上げ額が57.6円、引上げ率は5.35%となっております。

この引上げ率5.35%は、消費者物価指数における食料の昨年10月から6月の平均5.8%を下回っております。

物価上昇が続く中、セーフティーネットの観点からもこれから審議となり、発効日がこれ以上遅らせることは、最低賃金近傍で働く方々の影響が大きくて望ましくないと考えております。

以上の観点と、また採決では反対としておりますが、労働者側としても、公労使3者による真摯な論議により導かれた答申内容であることを尊重して、現在の内容が適正であると考えております。以上です。

福田会長

一言だけ、発効日についてもう一度ご説明させていただきたいと思っております。

みなさんよくご存じの中賃の公益見解にも言及されているとおり最低賃金で何が一番大事かという、罰則を伴う強制力を持った仕組みですので、事業者の方が確実に今回大幅な引上げになったわけですが、引上げになった額できちんと賃金を払っていただくということが何よりも大切だというふうに私どもは考えておりまして、そういう中で今年度は例年と違って、額や発効日双方について労使の見解がかなり鋭く対立するという状況がありました。

そういう中で、確実に支払われることを担保するというのをいかに実現するために労使のご意見を伺い、公益にも各委員のご意見を伺った上で、総合的に判断して、今年度については11月1日発効にして、一定の準備期間を事業者にとっていただくのが妥当なのではないかというのが公益委員の見解だったということでございます。

改めて今年度、本当に猛暑厳しい中、労使双方から建設的なご意見をたくさんいただいたこと、公益を代表して厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、異議申出をされた団体からの申出内容は専門部会において直接意見を陳述しており、その内容を踏まえて十分審議を尽くした

というのが労使のご意見かと存じます。

8月8日に答申した原意見のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認めます。8月8日に答申した現意見のとおりとする旨答申することといたしますので、事務局は準備をお願いいたします。

専門監督官 答申の案の内容を読み上げます。

(答申文案読み上げ)

福田会長 ただいま、事務局から配布させていただきました答申の案の通りでよろしいでしょうか、よろしいですか。

ご異議ないものと認めます。それでは案を消してください。答申をいたします。

(福田会長が労働局長へ答申文を手交)

労働局長 ただいま、答申をいただきました。

福田会長 今後の事務手続について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 埼玉県最低賃金の改正決定とその後の官報公示についてお伝えします。

答申いただいた内容を基に埼玉労働局長が埼玉県最低賃金の改正決定をいたします。

最低賃金法第14条第1項及び最低賃金法施行規則第9条において、都道府県労働局長は地域別最低賃金に関する決定をしたときは官報に掲載することによって決定した事項を公示しなければならないとされていますので、この後、官報への掲載手続を進めてまいります。

福田会長 今のご説明に関してご質問などあればお願いいたします。よろしいでしょうか。議題2のその他は事務局から連絡などありますか。

賃金室長 特にございません。

福田会長 それでは、各委員からも特に何もなければこれで閉会にさせていただきます。

だきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで第8回埼玉地方最低賃金審議会を閉会といたします。